

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株木建設 株式会社	茨城県水戸市吉沢町311-1	

2. 指名停止措置期間 令和2年3月19日 ~ 令和2年4月18日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株木建設(株)を代表構成員とする株木・鈴縫特定建設工事共同企業体及び三国屋建設(株)は、茨城港湾事務所大洗港区事業所の水門付帯構造物工事において、令和元年12月4日、施工上の不備と安全に対する不十分な認識が重なったことで安全上の支障を生じさせ、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第3条第3項及び別表第1第8号ウに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	1箇月

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)